

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項、第115条の9第1項の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社Hagumu
- (2) 代表者 代表取締役 齊藤 加代(サイトウ カヨ)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市吉田一丁目9番34-801号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 訪問看護ステーションあつぷ
- (2) 事業の種類 訪問看護・介護予防訪問看護
- (3) 所在地 大阪府東大阪市菱屋東一丁目1番31-201号フローラ21
- (4) 指定年月日 令和6年5月1日 訪問看護・介護予防訪問看護

3 指定取消し年月日 令和7年8月1日

4 指定取消しの理由

- (1) 不正の手段による指定(法第77条第1項第9号、法第115条の9第1項第9号)

令和6年4月2日付けの新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務することができない者の名義を本人に無断で使用し、常勤の管理者として記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。

- (2) 人員基準違反(法第77条第1項第3号、法第115条の9第1項第3号)

令和6年5月の新規指定時から令和7年3月の監査着手時までの間、継続して管理者を配置していなかった。

- (3) 不正・不当な行為(法第77条第1項第11号、法第115条の9第1項第11号)

令和6年7月5日付け及び令和6年10月17日付けの変更届出書において、実際には当該事業所において勤務することができない者の名義を本人に無断で使用し、変更後の常勤の管理者として本市に虚偽の届出を提出した。

5 事業者に対する経済上の措置

介護給付費請求はないため、経済上の措置はなし。